

特記仕様書

第1 役務概要

役 務 名：吸収式冷温水機保守点検等役務
履行場所：航空自衛隊松島基地
履行期間：契約締結日の翌日から令和8年3月31日まで
役務概要：吸収式冷温水機保守点検及び補修

第2 共通事項

1 仕様

本役務は、本特記仕様書及び図面によるほか、次の標準仕様書による。なお、特記仕様書の記載内容は、標準仕様書等の記載内容に優先するものである。また、これらの定めのない事項については、監督官との協議による。

- (1) 建築保全業務共通仕様書
- (2) 公共建築工事標準仕様書
- (3) 公共建築改修工事標準仕様書

2 立入制限

本役務のために基地内に入門する関係者は、指定された場所以外にみだりに立入りしてはならない。

3 履行場所及び周辺の清掃

履行場所及び周辺の道路等は、作業によって発生した粉じん、飛散した土砂等を常に清掃する。

4 現場管理

履行中は、現場代理人が責任者となり、常に安全確保に留意し現場管理を行い、災害及び事故防止に努める。また、現場の安全衛生は、労働安全衛生法その他関係法令に従って行う。

5 事故等報告

災害及び事故が発生した場合は、人命の確保を優先するとともに二次災害の防止に努め、その経緯を監督官に報告する。

6 作業日及び作業時間

作業時間は平日の0815～1700とし、休憩時間は1200～1300を基準とする。ただし、予め監督官の承諾を受けた場合はこの限りではない。また、夜間及び平日以外に作業を行う場合は、残業届出書により監督官に申請するものとする。

7 提出書類

提出書類は以下の表を基準とし、様式についての記載がない書類は、監督官が書式を示す。

提出時期	書類等名	備考
開始前	現場代理人等指名・変更通知書及び略歴書	
開始前	協議書	
開始前	工程表	
開始前	緊急連絡先一覧表	
開始前	施工体制台帳	必要時
開始前	承認図、施工図等（任意様式）	必要時
開始前	入門許可申請書	必要時
開始前	仮設物設置申請書	必要時
実施中	材料検査簿	
実施中	納品書、出荷証明書（任意様式）	
実施中	産業廃棄物管理票（写し又は原本）	必要時
実施中	発生材通知書	
実施中	残業届出書	必要時
実施中	火気使用申請書	必要時
実施中	臨時立入申請書	必要時
実施中	携帯型情報通信・記録機器持込み申請・許可書	必要時
実施中	受領書	必要時
完成時	写真台帳	
完成時	完了通知書	
完成時	引渡書	
完成時	機能性能試験成績書（任意様式）	必要時
完成時	完成図、報告書等（任意様式）	
完成時	機器取扱い説明書等（任意様式）	必要時
完成時	官公署届出書類（各官公署等の書式による。）	必要時

8 写真

- (1) 写真は、履行前、履行中、履行後、材料検査及び目視できない箇所の履行状況、その他監督官の指示により撮影し、各1枚を台帳に整理し提出する。また、写真撮影は、定点、同一方向から撮影する。
- (2) 検査に合格したのち、写真データは削除するものとする。

9 材料

使用する材料は、JIS、JAS、JEC 及び JWWA 等の規格があるものは適合する新品とする。また、規格指定があるものは当該規格品又は同等品以上とし、事前に品質及び性能を有することの証明となる承認図等の資料を提出し、事前に監督官の承認を得るものとする。

10 官公署その他への届出等

- (1) 役務の履行及び完成にあたり、関係官公署その他関係機関への必要な届出、手続等を遅滞なく行うこと。
- (2) 届出、手続等を行う前に、あらかじめ監督官に届出内容を報告するものとする。
- (3) 関係法令等に基づく官公署その他関係機関の検査において、必要な資機材、労務等は契約相手方の負担により行うこと。

11 発生材の処理等

金属類等監督官の指示する発生材に関しては、発生材通知書を作成し、監督官の指定する場所へ集積するものとする。

12 完了検査

- (1) 以下の全ての要件を満たす場合に検査官が実施する。ただし、検査官及び監督官の事前承諾を得た場合は、提出書類を事後提出とできるものとする。
- (2) 仕様書に示す全ての役務の完了
- (3) その他監督官が指示する事項

13 関係書類の適正な管理

- (1) 本仕様書及び写真等を、本役務に使用する目的以外で第三者に使用させてはならない。また、本役務の内容を漏洩してはならない。
- (2) 契約相手方は、発注者から貸与された図面等を、履行完了後全て監督官に返納するものとする。

14 疑義その他

- (1) 疑義が生じた場合、監督官と協議のうえ打合せ簿に協議内容を記録し、協議内容のとおり実施するものとする。
- (2) 履行中は、他の工作物等に損害を与えないよう履行し、損害を与えた場合は、速やかに監督官に報告し、契約相手方の負担において復旧する。また、第三者等に損害を与えた場合は、速やかに監督官に報告し、契約相手方の責任において補償するものとする。

第3 特記事項

役務等内容

本役務は、冷房時期のシーズンイン、シーズンオン点検のほか、製造会社推奨である吸収溶液分析及び(一社)日本冷凍空調工業規格 J R A - G L - 0 2 に基づく冷却水系水質分析(基準値項目及び参考項目)を行うこと。また、役務場所①の吸収式冷温水機は下表の規格部品(同等品可)と交換を行うこと。なお、同等品を使用する場合は、事前に監督官の承認を得るものとする。

役務関係者以外不許複製

1 保守点検

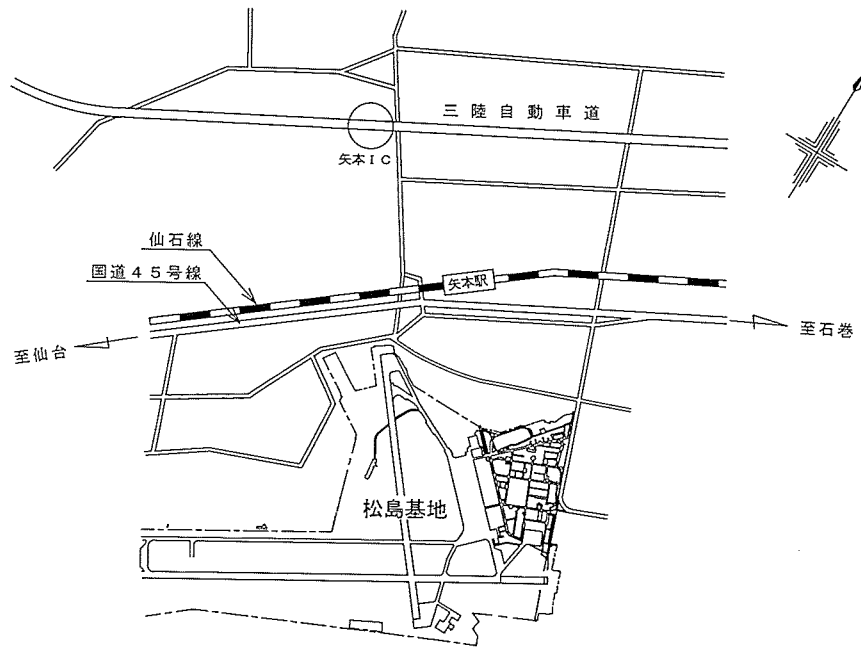
	役務場所①		役務場所②	
	矢崎 CH-KG100STU55 No.1(123KW) 製造番号: 250E3003 矢崎 CH-KG100STU55 No.2(123KW) 製造番号: 250E3004		矢崎 CH-KG100STU43 No.1(127.6KW) 製造番号: 240L3003 矢崎 CH-KG100STU43 No.2(95.7KW) 製造番号: 230L3003	
シーズンイン点検 (※点検報告書)	冷房 6月	暖房 10月	冷房 6月	暖房 10月
シーズンオン点検 (※点検報告書)	冷房 8月	暖房 2月	冷房 8月	暖房 2月
吸収溶液分析 (※分析結果報告書)	冷房 8月	暖房 2月	冷房 8月	暖房 2月
冷却水系水質分析 (※分析結果報告書)	冷房 8月		冷房 8月	

- (1) 点検等実施内容及び場所については、上表及び図面のとおりとする。
- (2) 契約相手方は、上表に示す(※印)の報告書(様式任意)を作成し、すべての報告書を提出した後、完了検査を受けること。
- (3) 点検等実施内容及び時期は、上記の表を基準とし、細部(日程調整を含む。)については、監督官と調整する。

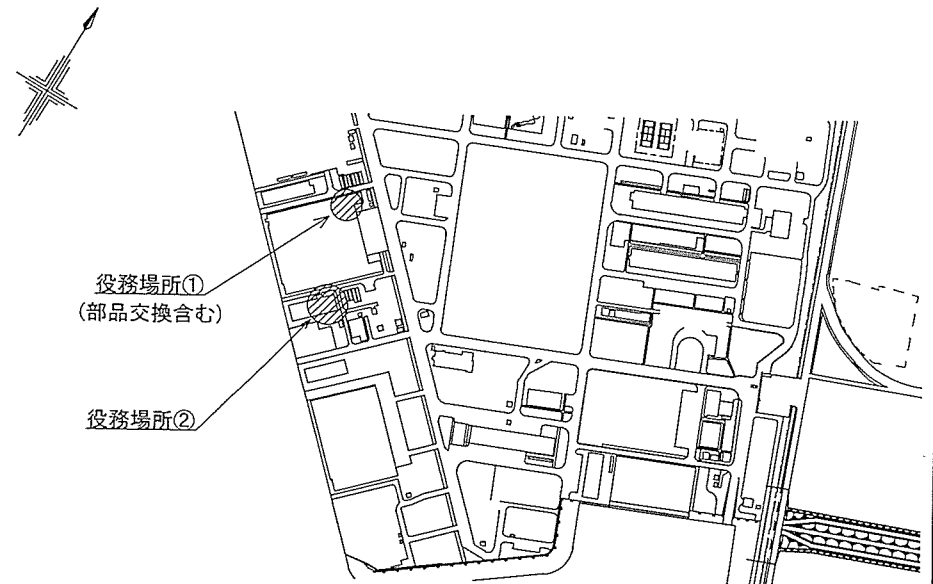
2 部品交換

役務場所① 吸収式冷温水機 矢崎製: CH-KG100STU55 製造番号: 250E3003、250E3004				
項目	品名	規格	数量	単位
部品交換	真空バルブ	08019823970	8	個
部品交換	パラジウムセル	08019822010	2	個
部品交換	溶栓	8019808790	2	個

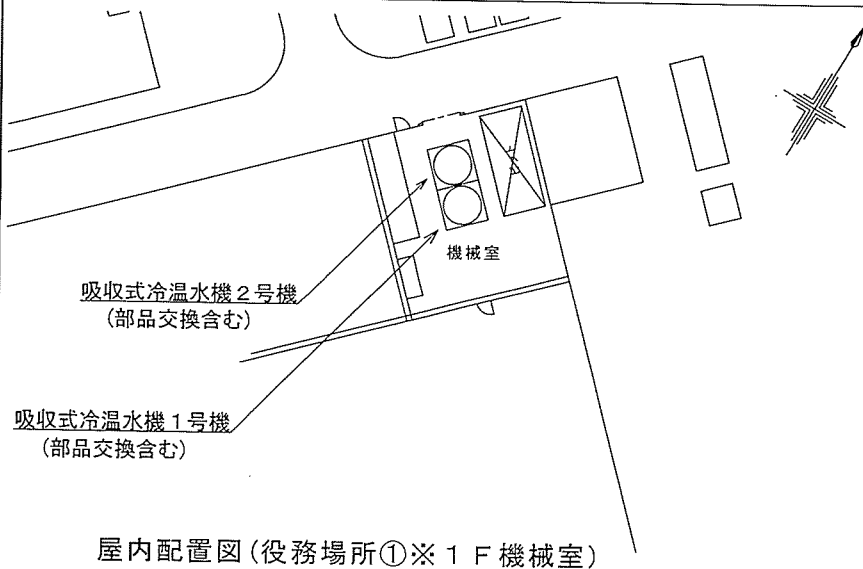
- (1) 部品交換は吸収溶液(再利用)を抜いたのちに溶接接合とすること。
- (2) 部品交換完了後、監督官立合いのもと窒素ガスによる気密試験を行い、ガス漏れが無いことを確認すること。
- (3) 吸収溶液を機器に再充填する際には、不純物が混入しないように十分に注意して実施すること。
- (4) 吸収溶液の再充填後、真調整及び試運転調整を行い、異常がないことを確認し、試運転報告書(様式任意)を提出すること。
- (5) 役務で使用する機材及び交換する部品については、契約相手側で用意すること。
- (6) 本製品交換後1年以内に交換した部品の初期不良又は施工上の問題による不具合が発生した場合は、契約相手方は無償により修復すること。



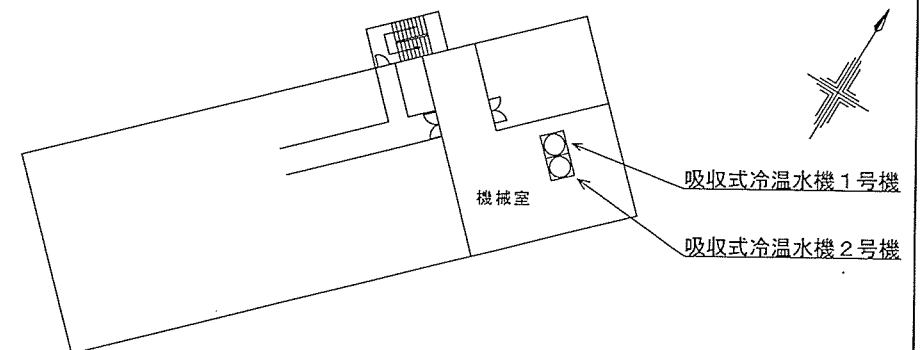
案内図



配置図



屋内配置図(役務場所①※1F機械室)



屋内配置図(役務場所②※2F機械室)

履行完了後要返却 役務関係者以外不許複製

役務名称	吸収式冷温水機保守点検等役務	図面番号	全3葉の内3
図面名称	案内図・配置図・屋内配置図	図面縮尺	

松島基地施設隊

令和7年5月12日